

平成 29 年 3 月 14 日

各位

会 社 名:株式会社三菱ケミカルホールディングス

代表者名:代表執行役社長 越智 仁

(コード番号:4188)

問合せ先:広報·IR 室長 髙阪 肇

TEL 03-6748-7120

2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、当社取締役会決議による委任に基づき、本日、当社代表執行役社長 越智 仁の決定により、発行総額 1,500 億円の 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2024 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下、併せて「本新株予約権付社債」といいます。)の発行を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、「時を越え、世代を超え、人と社会、そして地球が心地よい状態」を表した当社グループ独自のコンセプトである"KAITEKI"を策定し、その実現に向けて、資本効率性の追求、革新的技術の創出、人・社会・地球の持続性向上を経営の基軸とし、これら3つの経営軸に時間の要素を加味して企業価値を高めていく「KAITEKI 経営」を実践しています。

2015年12月、当社グループは、「収益性の向上、イノベーションの追求、サステナビリティへの貢献を通じて真にグローバルな『THE KAITEKI COMPANY』としての基盤を確立する」を2020年のあるべき姿として掲げ、2016年度から2020年度の5年間を実行期間とする新中期経営計画「APTSIS 20」を策定いたしました。「APTSIS 20」では、化学系3社統合(新生「三菱ケミカル」)、ポートフォリオ・マネジメントの徹底、グローバル展開の加速、次世代事業育成等の主要施策を実行するなかで、機能商品、素材、ヘルスケア事業を通じて、高成長・高収益型の企業グループを目指しています。「APTSIS 20」の各施策の具体的内容及び2016年度における進捗状況は以下のとおりです

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

- ① 化学系 3 社統合 (新生「三菱ケミカル」): 三菱化学株式会社、三菱樹脂株式会社、三菱レイヨン株式会社の化学系 3 社を 2017 年 4 月 1 日付で統合し、「三菱ケミカル株式会社」として発足します。 3 社の経営資源(人、技術、情報等)の「統合効果・協奏」による 2020 年度までの成果をコア営業利益で合計 500 億円までに高めるとともに、機能商品分野を中心に投融資増額を検討し、成長戦略の加速を図ります
- ② ポートフォリオ・マネジメントの徹底:化学系3社統合を通じて、市場アクセス等の 観点から10事業部門、26SBU(戦略的ビジネスユニット)へ集約することにより高成 長・高収益型の事業体形成を目指し、資本効率性(ROIC)、成長性(売上高成長率)、 収益性評価に加えて、成長機会、競争環境、事業特性等の要因を加味して各事業を位 置付け、戦略資源の効率的な配分を行います。
  - 2016 年度は、日本合成化学工業株式会社、日本化成株式会社の完全子会社化や水 島エチレンセンター集約、テレフタル酸事業(インド・中国)撤退を実行
- ③ グローバル展開の加速:アジア・パシフィック、中国、欧米の各エリアにおける事業 支援を強化するとともに、事業部門間の協奏を推進することで、海外売上高比率を 43.4% (2015 年度実績) から 50% (2020 年度目標) へ引き上げます。
- ④ 次世代事業育成:中長期的にヘルスケア、バイオ、ガス、新エネルギー・高機能材料、ビッグデータ・ICT 利用ソリューションの5つのテーマに沿って、2020~2025年に成長を担うべきインキュベーション事業として研究開発に注力し、新たな収益の柱を育成します。

これらの施策実行に際して、「APTSIS 20」では、成長投資として1兆円(設備投資5,000億円、戦略的投資5,000億円(田辺三菱製薬株式会社の米国戦略的投資枠2,000億円を含みます。)、更には機能商品分野を中心に1,000億円~2,000億円の投資額の増額を検討しており、また、R&D投資として7,000億円の投入を計画しています。

以上のとおり、当社グループは、成長性ある既存事業の強化・拡大と新規事業の創出・育成を積極的に進め、企業価値並びに株主価値の向上を目指しており、今般、戦略的投資と更なる成長へ向けての財務の柔軟性を確保すべく、本新株予約権付社債の発行の決定にいたりました。

#### 【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途は、以下を予定しております。

① 当社の連結子会社である三菱化学株式会社及び同社の子会社である Mitsubishi Chemical Europe GmbH による日本合成化学工業株式会社の普通株式の公開買付資金として当社が借り入れ、2017年9月に返済期限を迎える借入金の返済への充当分として約400億円

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

- ② ヘルスケア事業における海外事業基盤の強化及び製品ラインナップの構築に係る投資 (子会社、関連会社への投融資を含みます。)並びに機能商品分野等における技術力 強化のための研究開発費、設備投資、戦略投資等に向けた機動的な資金調達を担保す るため、2018年3月までに返済期限を迎える借入金返済及び社債償還資金への充当分 として、総額約800億円
- ③ 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するための自己株式取得資金として、2017年3月に300億円(上限)。なお、自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当することになります。

なお、本日付「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本日、取得価額の総額の上限を300億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、併せて当社は、取得する株式の総額を上記取得枠と同額とする事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得を、2017年3月15日に行うことを決定しました。当該自己株式の取得は2017年3月15日のみを予定しているため、買付金額の総額が上記③の金額に達しない可能性があります。その場合、残額を当社及び当社子会社の事業運転資金の一部に充当する予定です。

# 【本スキーム(新株予約権付社債の発行及び自己株式取得)の狙い】

当社は、今後の事業拡大に資する低コストの成長資金の確保を図りつつ、既存株主の皆様に配慮して希薄化の抑制を企図した資金調達手法が最適であると判断し、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化が図られること。
- ② 本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価額の設定により、発行後の一株当たり利益の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は、転換制限条項の付与により普通株式への転換可能性を抑制し、 既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計となっていること。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

# Ⅰ. 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

株式会社三菱ケミカルホールディングス 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下本 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本 社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債額面金額の100.5%(各本社債の額面金額10,000,000円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 社債の払込期日及び発行日 2017年3月30日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

- 5. 募集に関する事項
  - (1) 募集方法

J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Goldman Sachs International を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は引受契約書の締結日(以下「条件決定日」という。)の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債額面金額の103.0%

- 6. 新株予約権に関する事項
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株) とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。) する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の所持人(以下本 I.において「本新株予約権付社債所持人」という。) に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

7,500 個及び本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下本 I. において「本新株予約権付社債券」という。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券(以下本 I. において「代替新株予約権付社債券」という。)に係る本社債額面金額合計額を 10,000,000円で除した個数の合計数とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国1933年証券法(以下「米国証券法」といいます。)又は米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーション S における定義により

- 4 -

- (3) 新株予約権の割当日 2017年3月30日
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
  - (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資する ものとする。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各 本社債の額面金額と同額とする。
  - (p) 転換価額は、当初、当社代表執行役専務最高財務責任者 小酒井 健吉が、当社代表執行役社長 越智 仁による授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の終値(以下に定義する。)の130%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
    - 一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日(当該日の終値が確定していない場合にはその前取引日)の当社普通株式の普通取引の終値をいう。以下同じ。
  - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

発行又は 既発行 株式数 + 処分株式数 × 1株当たりの払込金額 時価

調整後 転換価額 調整前 転換価額

既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割 (無償割当てを含む。) 若しくは併合、 当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる 新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。) 等の発行又は一定限 度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新 株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (p) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(4)記載の資本金等増加限度額から上記(4)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においてよりません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においてよる。

においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国 1933 年証券法(以下「米国証券法」といいます。)又は 米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。)に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募集を行う予定はありません。 (6) 新株予約権を行使することができる期間

2017年4月13日(同日を含む。)から2022年3月16日(同日を含む。)まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、(A)下記7(4)(4)乃至(二)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(4)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(B)下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(C)下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2022年3月16日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
  - (4) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (p) 2021 年 12 月 30 日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債所持人は、ある四半期の最終の取引日に終了する 30 連続取引日のうちいずれかの20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終の取引日において適用のある転換価額の130%(円未満切捨)を超えた場合(但し、上記(4)(ハ)に準じて調整される。)に限って、翌四半期の初日から当該四半期の末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
    - ① (A) 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付が BBB 以下である期間、(B) 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付が BBB 以下である期間、(C) R&I による当社の発行体格付若しくは JCR による当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(D) R&I による当社の長期発行体格付若しくは JCR による当社の長期発行体格付若しくは JCR による当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

- ② 当社が、本新株予約権付社債所持人に対して、下記 7(4) 記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記 7(4)(4)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③ 組織再編事由(以下に定義する。)が発生した場合、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債所持人に対し当該組織再編事由に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編の効力発生日(同日を含む。)までの期間

「組織再編事由」とは、(i) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の事業体への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転若しくは承継される場合に限る。以下同じ。)、(iii) 会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に承継される場合に限る。)、(iv) 株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、又は(v) その他の日本法上の組織再編手続で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の事業体に引き受けられることとなるものについて、当社の株主総会による承認の決議(当該決議が不要な場合は、取締役会の決議。以下同じ。) がなされた場合を意味するものとする。以下同じ。

- (8) 当社が組織再編を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
  - (4) 組織再編事由が生じた場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上 の解釈又は適用について考慮した結果) 法律上実行可能であり、(ii) その実 行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii) その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を 含む。) を当社又は承継会社等(以下に定義する。) に負担させることがない 限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び 当社が MUFG Union Bank, N.A. (以下「受託会社」という。) との間で 2017 年3月30日(予定)付をもって締結する信託証書(以下「信託証書」という。) に従って、本新株予約権付社債及び信託証書上の債務を承継させ、かつ、承 継会社等による新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすもの とする。かかる本新株予約権付社債及び信託証書上の債務の承継及び承継会 社等による新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるも のとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる 合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やか に(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社 等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等による新株予約権の交付に関 し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内に おける金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとす る。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、 資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により 本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は

株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の 組織再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継す る他の事業体の総称とする。 以下同じ。

- (ロ) 上記(イ) に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ 交付されるものとする。
  - ① 新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

- (i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する数の承継会社等の普通株式を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を受領できるようにする。
- (ii) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資する ものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のい ずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日ま でとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継 会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(p)と同様の制限を受ける。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金
  - (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本 金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額か ら上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編事由が生じた場合 承継会社等について組織再編事由が生じた場合にも、本新株予約権付社債 と同様の取り扱いを行う。
- 9 その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、承継会社等の新株予約権は、 承継された本社債と分離して譲渡することができないものとする。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、上記(4)(ロ)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

### 7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

750 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額。

(2) 社債の利率 本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2022 年 3 月 30 日 (以下本 I. において「満期償還日」という。) に本社債額面金額 の 100%で償還する。

- (4) 繰上償還
  - (イ) 当社の選択による繰上償還
    - ① クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上

償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、繰上償還日として当社が上記通知にて指定する日に本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、下記(n) 若しくは(二) に基づき当社が繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(n)(i) 乃至(iv) に規定される事由が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

### ② 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 8 (1) 記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき下記8(1)記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は下記8(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、下記(p) 若しくは(=) に基づき当社が繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(n)(i) 乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

### (ロ) 組織再編による繰上償還

組織再編事由が発生した場合で、かつ(A) その時点において適用ある法令に従い(当該法令に関する公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)、上記 6 (8) (4) 記載の措置を講ずることができない場合、(B) 法律上は上記 6 (8) (4) 記載の措置を講ずることができるものの、当社の最善の努力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(C) 当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編の効力発生日の 25 日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、上記 6 (8) (4) 記載の承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品取引市場の運営組織から得ていない場合、又は (D) 上記組織再編事由の発生日に先立

って、当該組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない(理由を付するものとする。)旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(p)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする(但し、償還日が2022年3月17日(同日を含む。)から、2022年3月29日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100.00%とする。)。かかる方式の詳細は、当社代表執行役専務最高財務責任者 小酒井 健吉が、当社代表執行役社長 越智 仁による授権に基づき、上記6(4)(p)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

#### (ハ) 当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。) により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に 従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者 が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連 取引所(以下に定義する。)における上場が廃止される可能性があることを公 開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得 後も当社がかかる上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した 場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式 を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付 けによる当社普通株式の取得日から14日以内に、本新株予約権付社債所持人 に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知 において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。) に、残存する本社 債の全部(一部は不可)を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によっ て算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最 高額は本社債の額面金額の200%とする。(但し、償還日が2022年3月17日 (同日を含む。) から、2022 年 3 月 29 日 (同日を含む。) までとなる場合、 償還金額は本社債の額面金額の 100.00%とする。)) で繰上償還するものとす

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由又はスクイーズアウト事由(下記(ニ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ハ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編事由又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該60日間の最終日から14日以

内に、本新株予約権付社債所持人に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。当社が上記(中)記載の償還義務及び本(ハ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(中)の手続が適用されるものとする。

「関連取引所」とは、東京証券取引所又は当社普通株式が東京証券取引所に 上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場されているか、取引 相場がある又は通常取引がある日本国内の主たる金融商品取引所若しくは金 融商品取引市場をいう。以下同じ。

### (ニ) スクイーズアウトによる繰上償還

スクイーズアウト事由(以下に定義する。)が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は株式の併合の効力発生日(以下「スクイーズアウト効力発生日」という。)より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日からスクイーズアウト効力発生日までの期間が東京における14営業日を下回る場合は、スクイーズアウト効力発生日までに当該償還日が到来するために必要な限りにおいて償還日が早められるものとする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(p)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。)(但し、償還日が2022年3月17日(同日を含む。)から、2022年3月29日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100.00%とする。)で繰上償還するものとする。

「スクイーズアウト事由」とは、(A) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(B) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は(C) 当社普通株式の関連取引所における上場が廃止されることが想定される株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。以下同じ。

(\*) 当社が上記(4) 乃至(=) のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、 以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできず、また、その義務 も生じない(但し、上記(4)②において繰上償還されないことが選択された 本社債を除く。)。

### (5) 買入消却

本社債が上場されている金融商品取引所の規則に従うことを条件として、当社及び 当社の子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)は、随時本新 株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、その選択により(当社の子会社が買い入れた場合には、当該子会社の選択により消却の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

ために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は上記 6 (6) に基づき行使できなくなることにより消滅する。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 償還の場所

償還場所は、下記(10)記載の本社債の支払代理人又は代理人の日本国外における 所定の営業所である。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債券を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式とする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限 本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予 約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

(10) 新株予約権付社債に係る支払代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(11) 新株予約権付社債に係る行使受付代理人 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(12) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(13) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

### 8. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国、地方公共団体又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加支払額を支払う。

(2) 担保設定制限

集を行う予定はありません。

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債の保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当

社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x) 当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認される形で本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は(y) 受託会社の完全な裁量において本新株予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、ボンド、ディベンチャー、ノートその他これに類する証券(満期が1年を超えるものに限る。)によって表章される現在又は将来の債務のうち、(A)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券、又は円貨建でその元本総額の50%超が当社又は当社の主要子会社により又は当社又は当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券で、かつ、(B)日本国外の金融商品取引所、店頭市場又はその他の類似の金融商品取引市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれが予定されているものをいう。以下同じ。

### 9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

10. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

11. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。 また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域

においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国 1933 年証券法(以下「米国証券法」といいます。)又は 米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行 うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義により ます。)に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募 集を行う予定はありません。

# Ⅱ. 2024 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

株式会社三菱ケミカルホールディングス 2024 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下本II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本 社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債額面金額の100.5%(各本社債の額面金額10,000,000円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 社債の払込期日及び発行日 2017年3月30日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

- 5. 募集に関する事項
  - (1) 募集方法

幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。) における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時(日本時間)までに 行われるものとする。

(2) 新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債額面金額の103.0%

- 6. 新株予約権に関する事項
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の所持人(以下本 II.において「本新株予約権付社債所持人」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

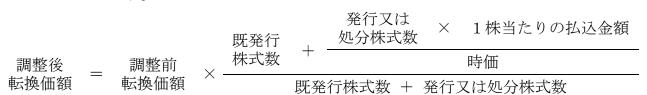
(2) 発行する新株予約権の総数

7,500 個及び本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券(以下本Ⅱ.において「本新株予約権付社債券」という。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券(以下本Ⅲ.において「代替新株予約権付社債券」という。)に係る本社債額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数とする。

- (3) 新株予約権の割当日2017年3月30日
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
  - (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資する

ものとする。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

- (p) 転換価額は、当初、当社代表執行役専務最高財務責任者 小酒井 健吉が、当社代表執行役社長 越智 仁による授権に基づき、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の東京証券取引所における当社普通株式の終値の 130%以上で、ユーロ市場における市場慣行に従った転換社債型新株予約権付社債のブックビルディング方式により把握される投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。



また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)若しくは併合、 当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる 新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)等の発行又は一定限 度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新 株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (p) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ) 記載の資本金等増加限度額から上記(イ) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2017年4月13日(同日を含む。)から2024年3月15日(同日を含む。)まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、(A)下記7(4)(4)乃至(二)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(4)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(B)下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(C)下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2024年3月15日(行使請求受付場所現地時間)より

後に本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権付社債の要項に 従い、当社が組織再編を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編 の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する 期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件
  - (イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - (p) 2023 年 12 月 30 日(但し、同日を除く。)までは、本新株予約権付社債所持人は、ある四半期の最終の取引日に終了する 30 連続取引日のうちいずれかの 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該四半期の最終の取引日において適用のある転換価額の 130%(円未満切捨)を超えた場合(但し、上記(4)(ハ)に準じて調整される。)に限って、翌四半期の初日から当該四半期の末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。
    - ① (A) R&I による当社の発行体格付が BBB 以下である期間、(B) JCR による当社の長期発行体格付が BBB 以下である期間、(C) R&I による当社の発行体格付若しくは JCR による当社の長期発行体格付がなされなくなった期間、又は(D) R&I による当社の長期発行体格付若しくは JCR による当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
    - ② 当社が、本新株予約権付社債所持人に対して、下記 7(4) 記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記 7(4)(4)②において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
    - ③ 組織再編事由が発生した場合、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債所持人に対し当該組織再編事由に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- (8) 当社が組織再編を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
  - (4) 組織再編事由が生じた場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii) その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を

含む。)を当社又は承継会社等に負担させることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び当社が受託会社との間で2017年3月30日(予定)付をもって締結する信託証書に従って、本新株予約権付社債及び信託証書上の債務を承継させ、かつ、承継会社等による新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び信託証書上の債務の承継及び承継会社等による新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等による新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

- (ロ) 上記(イ) に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ 交付されるものとする。
  - ① 新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

- (i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する数の承継会社等の普通株式を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を受領できるようにする。
- (ii) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資する

ものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編の効力発生日又は上記(イ)に記載する承継が行われた日のい ずれか遅い日から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日ま でとする。

- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継 会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(1)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び 資本準備金
  - (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本 金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額か ら上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編事由が生じた場合 承継会社等について組織再編事由が生じた場合にも、本新株予約権付社債 と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は、これを切 り捨て、現金による調整は行わない。また、承継会社等の新株予約権は、 承継された本社債と分離して譲渡することができないものとする。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から の分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ 本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予 約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、 また、上記(4)(1)記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株 予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本 新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条 件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換え に金銭の払込みを要しないこととした。

### 7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

750 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を合計した額。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

### (3) 満期償還

2024年3月29日(以下本Ⅱ. において「満期償還日」という。)に本社債額面金額の100%で償還する。

### (4) 繰上償還

- (イ) 当社の選択による繰上償還
  - ① クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本①の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の 10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、繰上償還日として当社が上記通知にて指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。

但し、下記(p) 若しくは(=) に基づき当社が繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(n)(i) 乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

### ② 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し下記 8 (1) 記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務があること及び当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを当社が受託会社に了解させた場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の 100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 8 (1) 記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8 (1) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、下記(p) 若しくは(=) に基づき当社が繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(n)(i) 乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

### (ロ) 組織再編による繰上償還

組織再編事由が発生した場合で、かつ(A) その時点において適用ある法令に

従い(当該法令に関する公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結 果)、上記 6 (8) (4) 記載の措置を講ずることができない場合、(B) 法律上 は上記6(8)(4)記載の措置を講ずることができるものの、当社の最善の努 力を行ったにもかかわらず、かかる措置を講ずることができない場合、(C) 当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編の効力発生日の 25 日前の日の いずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、上記6(8)(4) 記載の承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場して おらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編の効力発生日まで に行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品取引市場 の運営組織から得ていない場合、又は (D) 上記組織再編事由の発生日に先立 って、当該組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内 の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない(理由を 付するものとする。) 旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、 当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、東京における14営業日以上前 に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知におい て指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編の効力発生 日までの日とする。) に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述 べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(p)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする(但し、償還日が2024年3月16日(同日を含む。)から、2024年3月28日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100.00%とする。)。かかる方式の詳細は、当社代表執行役専務最高財務責任者 小酒井 健吉が、当社代表執行役社長 越智 仁による授権に基づき、上記6(4)(p)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

# (ハ) 当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、公開買付者により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに替同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所における上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社がかかる上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に、本新株予約権付社債所持人に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(p)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。(但し、

償還日が2024年3月16日(同日を含む。)から、2024年3月28日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100.00%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由又はスクイーズアウト事由(下記(ニ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ハ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編事由又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該60日間の最終日から14日以内に、本新株予約権付社債所持人に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。当社が上記(中)記載の償還義務及び本(ハ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(中)の手続が適用されるものとする。

# (ニ) スクイーズアウトによる繰上償還

スクイーズアウト事由が生じた場合、当社は、本新株予約権付社債所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係るスクイーズアウト効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該通知の日からスクイーズアウト効力発生日までの期間が東京における14営業日を下回る場合は、スクイーズアウト効力発生日までに当該償還日が到来するために必要な限りにおいて償還日が早められるものとする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(印)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100.00%とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。)(但し、償還日が2024年3月16日(同日を含む。)から、2024年3月28日(同日を含む。)までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100.00%とする。)で繰上償還するものとする。

(ホ) 当社が上記(イ) 乃至(ニ) のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、 以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできず、また、その義務 も生じない(但し、上記(イ)②において繰上償還されないことが選択された 本社債を除く。)。

### (5) 買入消却

本社債が上場されている金融商品取引所の規則に従うことを条件として、当社及び当社の子会社は、随時本新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、その選択により(当社の子会社が買い入れた場合には、当該子会社の選択により消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は上記6(6)に基づき行使できなくなることにより消滅する。

# (6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

### (7) 償還の場所

償還場所は、下記(10)記載の本社債の支払代理人又は代理人の日本国外における 所定の営業所である。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債券を発行するものとし、本新株予約権付社債券は記名式とする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限 本新株予約権付社債所持人は、本新株予約権付社債券について、無記名式の新株予 約権付社債券とすることを請求することはできないものとする。

(10) 新株予約権付社債に係る支払代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(11) 新株予約権付社債に係る行使受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch

(12) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(13) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

#### 8. 特約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき、日本国、地方公共団体又はその他日本の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法令により要求される場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、一定の場合を除き、本新株予約権付社債所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように追加支払額を支払う。

### (2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社は、(A) 外債に関する支払、(B) 外債の保証に基づく支払又は(C) 外債に関する補償その他これらに類する他の債務に基づく支払を担保する目的で、当該外債の所持人の利益のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(x) 当該外債又はその保証若しくは補償その他これらに類する他の債務にかかる上記担保と同様の担保を受託会社の満足する若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認される形で本新株予約権付社債にも同時

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国1933年証券法(以下「米国証券法」といいます。)又は米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義により

ます。)に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募

に若しくはあらかじめ付す場合、又は(y)受託会社の完全な裁量において本新株 予約権付社債所持人にとって重大な不利益とはならないと判断される担保若しく は保証を本新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合、又は本新株 予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証を本 新株予約権付社債にも同時に若しくはあらかじめ付す場合は、この限りでない。

#### 9. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

#### 10. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

#### 11. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

# 【ご参考】

- 1. 資金の使途
  - (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途は、以下を予定しております。

- ① 当社の連結子会社である三菱化学株式会社及び同社の子会社である Mitsubishi Chemical Europe GmbH による日本合成化学工業株式会社の普通株 式の公開買付資金として当社が借り入れ、2017年9月に返済期限を迎える借入 金の返済への充当分として約400億円
- ② ヘルスケア事業における海外事業基盤の強化及び製品ラインナップの構築に係る投資(子会社、関連会社への投融資を含みます。)並びに機能商品分野等における技術力強化のための研究開発費、設備投資、戦略投資等に向けた機動的な資金調達を担保するため、2018年3月までに返済期限を迎える借入金返済及び社債償還資金への充当分として、総額約800億円
- ③ 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するための自己株式取得 資金として、2017年3月に300億円(上限)。なお、自己株式の取得は本新株 予約権付社債の払込期日以前に行われるため、当該自己株式取得のために取り 崩した手元資金に充当することになります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える影響 今期の業績予想に変更はありません。

# 2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、企業価値の向上を通して株主価値の向上を図ることを株主還元の基本方針としており、配当につきましては、今後の事業展開の原資である内部留保の充実を考慮しつつ、安定的に実施することとしております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当(基準日:9月30日)と期末配当(基準日:3月31日)の年2回行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定は、2015年6月24日開催の定時株主総会における定款の変更により、2016年3月期より中間配当に加え、期末配当についても取締役会決議をもって行うこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、中期的な利益水準の 30%を連結配当性向の目安として配当額を決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、現下の事業環境を踏まえつつ、中期経営計画「APTSIS20」で定めた基本戦略のもと、財務体質強化のための有利子負債の削減、成長事業への投資(設備投資及びM&A等の戦略的投資)等に充当いたします。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は米国内において又は米国向けに配布するものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国1933年証券法(以下「米国証券法」といいます。)又は米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義により

- 25 -

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期		
1株当たり連結当期純利益	21.89 円	41.40 円	31.70 円		
1株当たり年間配当金	12.00 円	13.00円	15.00円		
(1株当たり中間配当金)	(6.00円)	(6.00円)	(7.00円)		
実績連結配当性向	54.82%	31.40%	47. 32%		
自己資本連結当期純利益率	3.8%	7.1%	5.2%		
連結純資産配当率	2.1%	2.0%	2.3%		

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
  - 2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(期首の株主資本 (連結) と期末の株主資本 (連結) の平均) で除した数値です。
  - 3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

### 3. その他

- (1) 配分先の指定
  - 該当事項はありません。
- (2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいた します。

- (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
  - ①エクイティ・ファイナンスの状況
  - ・第三者割当による自己株式の処分

- 第二有割目による目に体式の処分					
処 分 期 日	2016年12月26日				
調達資金の額	5, 382, 352, 440 円				
処 分 価 額	1株当たり 695 円				
処分時/処分後における 発 行 済 株 式 数	1, 506, 288, 107 株				
処分した自己株式数	7, 744, 392 株				
処 分 先	三菱化学株式会社				
処分時における	当社グループにおける金融機能を担う子会社への借入金返済				
当初の資金使途	及び融資資金に全額充当予定				
処分時における 支出予定時期	2016年12月				
現時点における 充 当 状 況	全額充当済み				

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国内において又は米国向けに配われるものではありません。本報道発表文は、米国又はその他いかなる地域

においても証券の募集を行うものではありません。同社債については、米国 1933 年証券法(以下「米国証券法」といいます。)又は 米国のいずれかの州の証券法に基づく登録が行われておらず、またその予定もありません。そのため、米国証券法に基づく登録を行うか又は登録義務の免除を受けない限り、米国内において又は米国人(米国証券法に基づくレギュレーションSにおける定義によります。)に対し、米国人のために若しくは米国人の計算で募集又は販売を行うことはできません。本件については、米国内で一般募集を行う予定はありません。

# ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期			
始 値	433 円	428 円	691 円	580.3円			
高 値	593 円	758.4円	847 円	907.4 円			
安 値	399 円	402 円	541.1 円	437.3 円			
終値	429 円	698.6 円	587.5円	896.6 円			
株価収益率 (連結)	19.5倍	16.8倍	18.5倍	_			

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
  - 2. 2017年3月期の株価については、2017年3月13日現在で表示しております。
  - 3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり 連結当期純利益で除した数値であります。なお、2017年3月期については、 未確定のため記載しておりません。

### (4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、J.P. Morgan Securities plc 及び Morgan Stanley & Co. International plc の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、ストックオプションの付与、本新株予約権付社債に付された新株予約権又はストックオプションの行使による当社普通株式の発行又は処分、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、組織再編行為に伴う当社普通株式の発行又は処分その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わず、又は行わせない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。